

建設工事及び建設工事に係る業務委託における 前金払及び中間前金払制度について

長崎市では、建設工事及び建設工事に係る業務委託において、着手にあたり円滑な資金提供を行うことで、建設業者の資金繰りの改善に寄与し、受注者の負担軽減を図ることを目的として、前金払及び中間前金払制度を実施しています。

制度の内容は次のとおりですのでご活用ください。

《対象》

[建設工事及び建設工事に係る業務委託]

- 契約金額（税込。以下同じ。）が50万円以上のもの（入札公告等で前金払の支払条件を有としたもの）

《前払金（中間前払金）の割合》

[建設工事]

（前払金）

- 契約金額の10分の4を超えない範囲

（中間前払金）

- 契約金額の10分の2を超えない範囲、かつ、前払金と併せて10分の6を超えない範囲

[建設工事に係る業務委託]

（前払金） 契約金額の10分の3を超えない範囲

（中間前払金） 無し

《前払金（中間前払金）を受けられる条件》

（前払金）

- 前払金保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書（前払金保証）を本市に寄託すること。

（中間前払金）

- 前払金を請求し、支払いを受けていること。
- ※ { • 工期の2分の1を経過していること。
- 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- 既に行われた当該工事に係る作業に要した経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 前払金保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書（中間前払金保証）を本市に寄託すること。

上記の※印の項目については、認定請求書、工事履行報告書（中間前金払用）を下記担当課へ提出し、認定されること。様式は、長崎市ホームページの様式集に掲載していますのでご使用ください。

（担当）

長崎市役所総務局理財部

契約検査課工事契約係

電話 095-829-1276